

## 第7章 通信連絡

### 第1節 水防通信連絡系統

仙台管区気象台から気象等予報・警報及び情報等の通知を受けた場合並びに洪水予報が発表又は水防警報が発令されたときは、次の通信系により雨量観測所、水位観測所及び関係機関並びに一般に通信する。

#### 1 県の通信連絡系統

県は、仙台管区気象台から気象情報の通知を受けたとき又は水位観測所から水位の通知があったときは、直ちに仙台管区気象台と常時連絡体制を整えるとともに、必要があると認めたときは第1図により関係機関に通報する。

#### 2 指定河川洪水予報の通信連絡系統

東北地方整備局河川(国道)事務所と仙台管区気象台が共同して阿武隈川下流(白石川の一部区間を含む)、名取川、広瀬川、鳴瀬川(多田川・鞍坪川の一部区間を含む)、吉田川(竹林川の一部区間を含む)、北上川下流、江合川、旧北上川の洪水予報を発表した場合は、第2図により関係機関に通報する。

県と仙台管区気象台が共同して七北田川、白石川、迫川の洪水予報を発表した場合は、第3図により関係機関に通報する。

#### 3 警報の通信連絡系統

仙台管区気象台が警報を発表した場合は、東日本電信電話(株)は第1図により直ちに市町村へ伝達する。

### 第2節 災害時優先電話の使用

災害等により電話がつながりにくい場合は、東日本電信電話(株)に登録指定されている「災害時優先電話」により発信する。

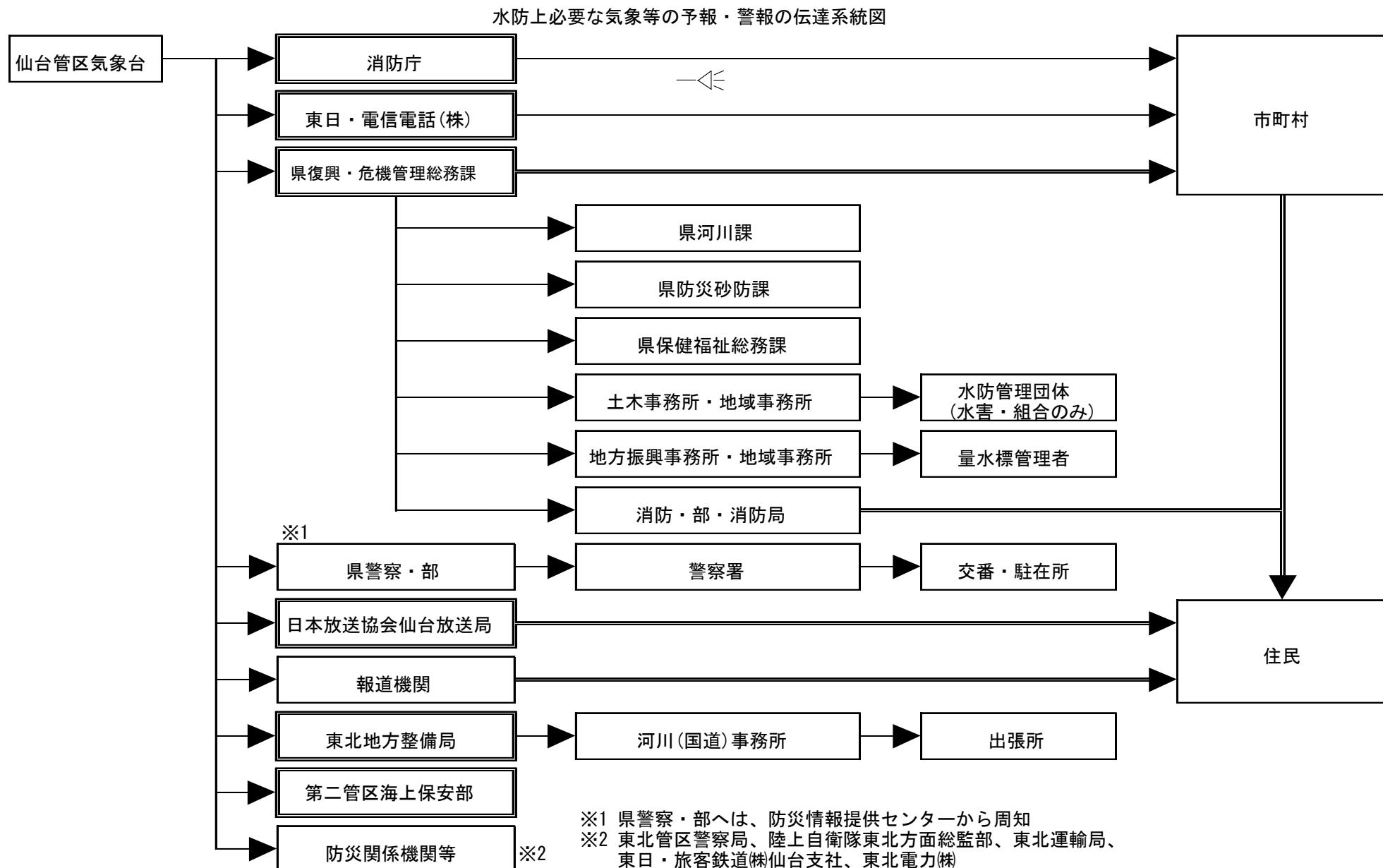
### 第3節 その他の通信施設の使用

#### 1 県の無線電話施設

#### 2 警察通信施設等

水防上緊急非常の場合で、電話及び電報の取扱いが不通となった場合は、法第27条に基づき、警察通信施設等を使用することができる。

- (1) 使用範囲は、水防事務上緊急非常の場合であって、他に適当な連絡方法がないときに限る。
- (2) 使用方法は、原則として警察官等の指示に従うこと。



(注)二重枠の機関は、気象業務法・行令第8条第1号の規定に基づく伝達先

(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

(注)津波警報・注意報は、気象庁(・庁)から消防庁と東日・電信電話(株)に伝達